平成29年労第215号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人の亡夫(以下「被災者」という。)は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、平成〇年〇月〇日から本社C局において、プランナーとして業務に従事していた。

被災者は、D法人(以下「クライアント」という。)発注のE事業に伴う、広報・報道業務及びFフォーラム企画運営業務のプロデューサーとして、全体を推進する業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、自宅マンション前の廊下から飛び降り、死亡した。死体検案書には、直接死因:「胸腹腔内臓器損傷(推定)」、胸腹腔内臓器損傷の原因:「胸腹部打撲」等と記載されている。

本件は、請求人が遺族補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、請求人が本件処分の 取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人及び会社関係者からの聴取内容を始めとした被災者の死亡に至るまでの言動や健康状態等に係る医学的な検討結果から、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病した旨の意見を述べている。被災者の症状の経緯等に照らすと、当審査会としても、専門部会の同意見は妥当であると判断する。

なお、請求人及び再審査請求代理人(両者を併せて以下「請求人ら」という。) は、本件疾病の発病年月日を「平成〇年〇月〇日」とするのではなく、「平成〇年〇月〇日」とすべきであると主張しているが、平成〇年〇月〇日以降、クライアントからのクレームを受けて、個人ブログから該当箇所を削除した直後より様々な症状が出現するようになったという経緯に照らすと、時間外労働時間の算定に当たり、本件疾病の発病年月日を「平成〇年〇月〇日」とした原処分庁の判断は妥当であり、上記請求人らの主張は認められない。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3)被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)

において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

- (4) 評価期間中の業務における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、 請求人らは、①恒常的長時間労働があったこと、②連続勤務を行ったこと、③ 個人ブログへの写真の無断掲載にクライアントからクレームがあったことを主 張しているので、以下、検討する。
- (5) 恒常的長時間労働について
 - ア 被災者の所定労働時間は、午前〇時〇分から午後〇時〇分、所定休憩時間は、午後〇時〇分から〇時間、所定休日は、土曜、日曜、祝日等(完全週休 2日制)とされていた。

被災者は、裁量労働制の適用下にあり、出退勤の時刻、休憩、時間外労働・休日出勤等については同人の自主性に任されており、後日勤務状況を会社に申告していた。

もっとも、会社PCのログ記録をみると、勤務表上は被災者が出勤していないこととなっている日にもログオンした記録があり、また、被災者が出勤した記録がある日についても、始業・終業時刻が異なるログ記録が認められる。

- イ こうした状況を踏まえると、被災者の実労働時間については、まずは被災者が会社にいたと推認される最大の時間数を把握することが重要であるとの認識から、被災者が勤務表に入力した始業時刻、終業時刻を基本とし、午後○時○分から○時間は休憩を取得していたとして、また、勤務表においては出勤していないこととなっている日についても、ログ記録が認められる場合には当該時刻をもって始業・終業時刻とし、さらに、勤務表の始業時刻よりも早い時刻のログオン記録及び終業時刻よりも遅い時刻のログオフ記録については、当該時刻をもって始業・終業時刻として推計することとした。
- ウ こうした推計方法により、評価期間中の被災者の労働時間を集計したとこ ろ、別紙の労働時間集計表(略)のとおりとなる。

なお、平成〇年〇月〇日については、ログオフ記録はあるが、ログオン記録がないことから、所定始業時間を始業時刻として推計した。

エ 別紙の労働時間集計表によると、被災者の評価期間における1か月の時間 外労働時間は、最大で発病前1か月目の85時間31分となる。

- オ この点、請求人らは、被災者は休憩時間が全く取得できなかった旨主張しているが、会社の申立書及びGは、要旨、「通常プランナーは案件を大小含め○~○件抱えているが、被災者は○件のみであり、かなり落ち着いて対応できる業務量であった。」、「被災者のE事業関係の案件はボリュームが大きいが、突出したものではなく、同案件程度の案件を同時に○~○件担当していた者もいた。被災者の業務量は落ち着いていた。」と述べていることに鑑みると、被災者の業務が休憩時間を取れないほどに多忙であったとは判断できない。また、被災者は、裁量労働制の適用下にあり、業務の遂行の時間配分等に関して被災者の裁量に委ねられていたことも加味すると、上記請求人の主張は認められない。
- カ なお、請求人らは、平成〇年〇月〇日の午前〇時〇分から午後〇時〇分までの時間(写真撮影時間)及び午後〇時〇分(会社PCのログオン時刻)から午後〇時〇分(Hの購入時刻)までの時間について労働時間であると主張しているところ、確かに、勤務表をみると、被災者がこれらの時間帯を含む所定労働時間を労働時間として申告し、同人の上司〇名がこれを承認していたことが認められることから、上記労働時間集計表においては、同時間について労働時間とみなすこととしている。
- キ 請求人らは、会社PCのログ記録に加え、個人PCのログ記録、メール送受信記録及びアプリケーションログ記録、被災者がイベントで撮影した写真の撮影時間等から、被災者の労働時間を推計すべきである旨を主張しているが、同資料からは、具体的な業務内容は特定できず、業務上の成果物も認められない。また、被災者が個人所有のカメラを用いて情報収集を行うことについても、会社担当者は、要旨、「業務命令しておらず、業務報告も受けていない。」、「プランナーの仕事にカメラは必要ではない。」と述べているところ、確かに、被災者は、大学の写真学科を卒業後、写真撮影をライフワークとして、仕事以外でも外出の際には必ず一眼レフカメラを携帯していたとの情報収集は、被災者の個人的な興味によるものであったと考えることが相当であり、業務上の必要性があったとは判断し得ない。

(6)連続勤務について

被災者は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで13日間の連続勤務を行っていたと認められることから、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「2

週間以上にわたって連続勤務を行った」(平均的な心理的負荷の強度は「II」)に該当するとして検討すると、その間、深夜時間帯に及ぶ時間外労働は5日であり、「連日、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行った」とまではいえないものであり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「中」であると判断する。

(7)個人ブログへの写真の無断掲載について

請求人らは、被災者がE事業のキャラクターの写真を無断で個人のブログに 掲載したことにつき、会社から処分を受ける事態となり、また、当該写真掲載 分のみならず、ブログ自体を削除することになったことが、大きな心理的負荷 となった旨を主張する。この点、当該無許可掲載について、会社がクライアン トに謝罪することになったことは事実であり、また、会社関係者が被災者に対 して当該写真等をブログから削除するよう求めたことも事実であると推認し得 る。しかし、会社関係者が、被災者個人のブログについて、そのすべてを削除 するよう指示したとする申述又は証拠はなく、また、すでに始末書を提出して いたとの事実に照らすと、合理的に推認しても、そのようなことを会社が指示 したとは考えにくい。この点、被災者の事後の言動からみると、被災者として は、会社から厳重注意を受けたことによって、自責の念から、個人ブログ全体 を削除しなければならないと感じた可能性があるも、仮にそのような心理的状 態に置かれることになったとしても、自らの失策を契機として、自らの判断に よって個人のブログ全体を削除するという行為に至ったことについて、これを 業務上の出来事であるとは判断し得ないものである。

クライアントからのクレームについては、当該写真の削除をもって事態は収束に向かっていると認められ、被災者に対しては、厳重注意以外何らの責任追及も行われていないことに照らすと、一連の出来事を認定基準別表 1 の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(平均的な心理的負荷の強度は「III」)に該当するとみても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断することが相当である。

(8)以上のように、被災者は、上記のとおり、発病前1か月についてはある程度 の長時間労働があり、連続勤務があったことも認められる。しかし、同時間外 労働時間は、認定基準において「強」となる2か月ないし3か月にわたって1 00時間又は120時間を超えるものとは認められず、さらに上記写真の個人

ブログへの無断掲載を出来事としてみても、その前後に100時間を超える時間外労働があったとも認められない。また、上記労働時間の算定については、客観的資料に基づいて、被災者の労働実態を最大限に反映させたものであるという事情に鑑みると、業務による心理的負荷の全体評価は「中」にとどまるものであると判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右 するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。